

令和6年度 第2回文化財保護審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年3月27日（木） 13：30～16：15
- 2 場 所 名取市教育委員会 会議室4（仙台法務局名取出張所）
- 3 出席者 委 員 10名
（恵美昌之、今野むつ子、沼倉啓喜、藤澤敦、笠原信男、板橋正春、永田英明、相模誓雄、松本真奈美、門脇佳代子）
欠 席 0名
事務局 4名（瀧澤教育長・鈴木課長・鵜崎補佐、浅野主査）

4 概 要

- 事務局 定刻前ですが、資料の確認をさせて頂きたいと思います。
- はじめに、先日、皆さまへ「雷神山古墳保存活用計画案」を事前送付させて頂いておりましたが、ご持参頂いておりますでしょうか。無ければ予備がありますのでお知らせ下さい。次に、机の上にお配りしたのが「次第」、「委員名簿」、「【資料1】の工程表」、「【資料2】笠島廃寺跡の図面」のほか、これと別にクリップとめの計画案の差替え用資料が4枚あり、A4版計8枚です。ご確認頂き不足があればお申し出ください。
- 事務局 定刻となりましたので、はじめさせていただきます。
- 会議の前に、当審議会につきましては「名取市審議会等の会議の公開に関する要綱」により会議を公開することとなっておりますので、ご了承願います。
- 事務局 また、当審議会につきましては「名取市文化財保護に関する条例」第3条の5第2項の規定によりまして、出席委員が半数に達していることから、成立していることを報告致します。
- それでは、会議にあたりまして瀧澤教育長から、ご挨拶申し上げます。
- 瀧澤教育長 皆さんこんにちは。委員の皆様には年度末のお忙しいところご出席を頂きまして、ありがとうございます。また、常日頃より、本審議会の運営、あるいは文化財保護行政等に多大なるご支援、ご指導を頂いておりますことに感謝を申し上げます。
- さて、昨日の強風とか暴風ですが非常に驚きました。幸い、名取市として人的な被害は確認されておりませんが、教育委員会関係の施設等でも倒木とか、施設の破損等がありました。増田中学校では自転車置場の屋根のトタンの一部が風で飛ばされたりしています。それから大型の倒木ですが、雷神山古墳で約10本、一本杉古墳、それから箱塚グラウンド、増田小学校の校庭でも木が倒れております。春休み中だったので、児童生徒への影響は殆ど無かったのですけれども、改めて自然の猛威を感じました。
- さて、今日は2件について、協議並びに報告をさせて頂く予定になっておりますけれ

ども、その１つは、今教育委員会で取り組んでいます雷神山古墳の保存活用計画策定についての協議をして頂きます。名取が誇ると言いますか、東北最大の前方後円墳である雷神山古墳を後世に伝え、また利活用についても今後検討していくということが、計画の中身に入っている訳ですが、今年度も雷神山古墳に関することで色々な動きがありました。来年度も４月５日に開催予定ですが、「春の雷神山古墳イベント」については、今年度も４月当初に開催し多くの人に来て頂いております。それから山形県の小学生が修学旅行の一環として雷神山を訪れたりもしています。それから、河北新報にも取り上げられましたが、雷神山古墳の麓の東側にある館腰小学校では、学校から古墳へ登る山道、昔私も結構子供たちと一緒に登りましたが、大分荒れてきていた道を整備しました。学校としても、雷神山古墳を教育活動の中に積極的に取り入れていこうということで、地域や学校運営協議会、コミュニティースクールとも連携して取り組んだりしております。

また、教育委員会ではなく名取市の事業に「子供ファンド事業」がありますが、小学生、中学生、高校生の団体が、名取をもっと良くしようとする色々な事業に取り組む場合に、市の方で１０万円を補助し取り組んでもらう事業で、先日の土曜日にその発表会がありました。７団体の内２団体が雷神山古墳に関係する活動に取り組んでいました。１つの団体は障害者施設と協力して名取の名産品のセリを練り込んだ古墳クッキーを販売したもの。もう１つは、雷神山古墳を直接広めたいということでDVDを作成したものがありません。地域の宝である雷神山古墳を、積極的に活用しようという機運も少しずつ高まってきている感じもします。

この計画の策定にあたり、こうした流れをより一層盛り上げて、計画の中にも書かれておりますけれども、雷神山古墳が愛されるふるさと名取の象徴になり、将来的に「名取と言えば雷神山古墳」と言われるように取り組んで参りたいと考えておりますので、色々ご意見を頂戴できればと思います。

この協議第１号のほか、報告第１号として、市史編さん事業に伴う市指定史跡笠島廃寺跡の調査状況等についても報告させていただきますので、委員の皆様にはそれぞれの専門的なお立場から、忌憚の無いご意見を頂戴できればと思います。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

事務局

それでは続きまして恵美会長様からも、ご挨拶をお願い致します。

恵美会長

皆さんこんにちは。桜前線の北上とともに、名取の地にも桜の季節がやって参りました。本日は、先生方には、年度末のお忙しい中、本会議に足を運んで頂きまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。今日は事務局の方から、先程の教育長さんのお話にありましたように、協議事項１件、報告事項１件がありますが、委員の先生方、皆様の率直なご意見を頂きたいと思っておりますので、審議の程よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。次に本日の会議に入りますが、名取市文化財保護に関する条例第３条の５の規定により、審議会の会議は会長がその議長に当たることになってお

りますので、議長を会長さんをお願い致します。

議 長

はい。それでは座ったまま進めさせていただきますが、暫時のあいだ議長職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。最初に、本日の会録署名委員ですが、松本委員さんと永田委員さんをお願いしたいと思います。それでは会議の方に入りたいと思います。内容に入る前に、会議の進め方でございますけれども、今日の協議事項は大分ボリュームがありますので、ある程度章毎に区切って進めたいと思います。はじめは 1 章から 3 章まで、次に 4 章から 6 章、最後に 7 章から 11 章に区切って、この区切り毎に、ご意見を頂く形で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同、賛同)

ありがとうございます。それでは、そのように進めて参ります。それでは、事務局の方から協議第 1 号の第 1 章から第 3 章の部分の説明をお願い致します。

(第 1 章～第 3 章の事務局説明)

議 長

はい。どうもありがとうございます。第 1 章から第 3 章までについてですが、この中で何かお気づきの点ございませんか。

沼 倉 委 員

21 ページの大体 21 ページ。(3)の植生の部分で 4 段目に「同緑地保全地域」となっておりますけども、ここは「宮城県緑地環境保全地域」だと思います。21 ページの上から 3 行目～4 行目の所です。

事 務 局

はい、ありがとうございます。「宮城県緑地環境保全地域」に修正をさせていただきます。

沼 倉 委 員

それから 31 ページ上から 3 行目で「国道 4 号線」の部分ですが、赤字で「線」の字を追加してありますが、これは通称なので正式名称には「線」が入らないということです。

事 務 局

内容の修正についても色々な変遷があり、どの段階で指摘があったか具体的には把握しておりませんが「国道 4 号線」の方が正しいのではないかというご指摘があったりして、追記したような記憶もありますが、改めて正式名称のルールを確認させて頂いた上で修正等を行いたいと思います。

沼 倉 委 員

それから、同じページの下から 3 行目に「名取中央 SIC」と書いてありますが、次の 32 ページの図中では「スマート IC」と書かれていますので、本文も合わせた方がよいと思います。

事 務 局

はい、統一するようにしたいと思います。

議 長	どうもありがとうございます。他にございませんか。
笠 原 委 員	27 ページの(7)江戸時代のところで、3 段目の 2 行目の後ろの方で、「近年の石造物の調査により 140 基以上の供養費」などが確認されるというところですが、私は別の企画のところで、今、名取市内の石造物等の調査をしているのですけれども、「近年の石造物の調査」の「近年」というのが、具体的にいつの調査を指しているか分からないのですが、歴史文化基本構想の策定時の調査ということでしょうか。
事 務 局	はい、そのとおりです。
笠 原 委 員	基本構想の中では信仰関係の図で棒グラフに数字が入っていますが、その数字を足してみると 349 になっており、この 140 基というのがどこから来たものか分からなくなっているのですが、「近年の石造物の調査により 140 基以上の供養碑」と書いてある 140 基よりも、歴史文化基本構想の中の信仰関係の碑の数で棒グラフが入っている数字を足してくと 349 になっているので、歴史文化基本構想の調査であれば、そのグラフがもう公表されているので「349」で良いのではないかと思うのですが、どうでしょうか。
事 務 局	確認させていただきますけれども、恐らくこの部分は江戸時代のことを書いておりまして、349 基というのは紀年銘が入っていないものも含む全数だと思います。その中で、江戸時代の紀年銘が記載してあるのが 140 基以上になっているという記載になっているものと思います。
笠 原 委 員	分かりました。ありがとうございます。次に、その 2 行後ろの所ですが、特にこれらの石造物が造立されはじめるのが「檀家制度が成立する 17 世紀後半頃と一致しており、寺院側の要請もあったと推定されます。」と書いてありますが、これは所謂、江戸時代の石造物が檀家制度とリンクしているという記述ですが、これについては、どなたかの見解があるのでしょうか。
事 務 局	厳密にはありませんが間接的に影響しているのではないかとということで、こちらで記載した内容です。
笠 原 委 員	例えば庚申塔などは、もう少し前の時期、17 世紀の中頃から名取市でも出てきますし、仙台藩ではもっと前で、寛永 15 年とか 21 年には出て来ますので、檀家制度よりも前に庚申塔を立てはじめています。そういう風習が藩内とか、そして名取市では若干遅れますけれども、それでも檀家制度の整備というよりも前には立てられていますので、この部分の記載は工夫した方が良いのではないかと思います。
事 務 局	記載内容を工夫したいと思います。

議 長	この辺のことについては、名取市史にも大雑把にそうした内容が書いてありますけれども、誤解を招くような書き方なので、あまり参考にならないのですが、笠原委員さんからお話頂いたような時期に関する注釈を付けるなど、文章の方を少し考えてみて頂ければ良いと思います。
笠 原 委 員	もしも、檀家制度などの仕組や制度と繋げたいということであれば、近世の村請制度の方かと思います。
議 長	この近世以降の石造物の関係は、今まであまり手を掛けられなかった分野であったと思います。他の事業もあり手が回らなくて進んでおりませんでした。歴史文化基本構想の策定に伴い近年ようやく調査がなされました。東日本大震災後、復興支援に来て頂いた方や外部の方々をお願いして、調査がなされました。これまで具体的な調査を実施してきた訳ではなかったので、ようやく台帳的に大雑把な数字が把握できる状態になってきたところかと思います。
笠 原 委 員	現在ですと歴史民俗資料館のボランティアの方々が、グループ活動の中で、地域を回って調査を行っており、その中で結構な数の石碑が出てきていますので、トータルするともっと増えるかと思います。
議 長	他に何かお気づきの点などございますか。
板 橋 委 員	はい。全体的な話ですが、図や表のタイトル等を全部並べて見てみると目次に書いてあるものと異なっています。それから例えば 20 ページの上の方に、「図○」と書いてあって、これは数字が入っておりませんが、全部の章を見てみると間違っているといえますか、内容が当てはまっております。図表のほか写真も同様です。それぞれ内容を合せてもらった方が良いでしょう。それから所々に赤字で書かれた部分がありますよね。これはなぜだったのでしょうか。例えば 22 ページの上から 7 行目の「都市機能が集まる」の「集まる」の部分で赤字で書いてありますが、どのような意味があるのか、どうでしょうか。
事 務 局	すいません。最初にお断りしておけば良かったのですが、図とか表のタイトルについては、まだ本文の内容が固まっていないので、最終的に調整したいという風に考えておまして、まだ整えられていないという状態です。例えば 1 番最初の目次の次に図表の一覧がありますが、名称とか図の番号等が書いてありますが、そういったところの番号や図の名称などについては、1 番最後に本文に合わせて統一を図りたいという風に思っております。その点について最初にご説明しておけば良かったのですが、しておりませんでしたので申し訳ありませんでした。
板 橋 委 員	22 ページに「集まる」と赤字で書いてありますよね。それから 28 ページにも「ほ

か」年と書かれた部分もあるのですが、これらは、どういう風になるのかなと思ったのですが。

事務局

ご質問の２点目の内容については、前回の審議会から変更した部分を確認しながら示したつもりなのですが、前回からの変更点だけを示すことができていないかもしれないと、同様に前々回に赤字で直した部分がそのまま残っていたりしている部分もあるかもしれないですが、趣旨としては赤字のところが前回の内容から変わっていますということです。

議長

はい。ありがとうございます。他にありませんか。

笠原委員

もしかしたら読み取りを間違えているかもしれませんので、教えてもらいたいのですが、46 ページの(3)指定説明文の 1 番下の段です。昭和 43 年に、「既指定地に堀跡・土塁等の遺構と北方にある小古墳と思われるものが追加された。」とありますが、この小古墳は、小塚古墳とは別の古墳なののでしょうか。

事務局

はい、指定する当時は、小塚古墳とは別に北側にちょっとした高まりがあり、そのことを念頭に置いた内容だと思いますけれども、その後、その高まりは古墳ではないことが分かっています。しかし、指定説明文も一応そのまま書いておく必要があるということで、そのまま記載しております。

笠原委員

そうすると、この保存計画の中に、ここで小古墳とされたものが今は無くなったという内容はどこかに書いてあるのでしょうか。

事務局

そこまでは書いていなかったかと思いますが、何か、その経緯等が分かるように工夫したいと思います。

議長

今の件については、前にも宮城県遺跡地図の遺跡地名表ですか、当初、昭和 50 年代のはじめ頃でしたか、その頃は遺跡地図に記載されていたものでしたので色々な意見がありました。本当に古墳なのか、それとも古墳ではないのかということで、結果的には「古墳ではない」となりましたが、これについての経過などをしっかりと記録しておけば良かったのですが、残されておられませんので詳細が分からなくなり今日に至っていますので、誤解を招くような内容になっているかもしれません。今の遺跡地図にも掲載されておられません。そのような経過がありました。

議長

他に 1 章から 3 章で何かございますか。次の 4 章以下の部分に進んでよろしいですか。

(一同、賛同)

議 長	それでは事務局から 4 章から 6 章までの説明をお願いします。 (第 4 章～第 6 章の事務局説明)
議 長	ありがとうございます。内容も大分見えてきたように感じるのですが、第 4 章から第 6 章までの計画の基本的な考え方までのところで、特に気づいた点などございませんか。
沼 倉 委 員	81 ページの整備の現状と課題のところですが、4 行目に「墳丘上に踏跡や積土の露出等が見られる」とありますが、この「積土」という文言はあまり馴染みのない言葉なのですが、これは「崩落による露出」などの言葉に代えられないでしょうか。
事 務 局	崩落による露出など、ある要因により露出してしまっている土が、自然に堆積した土なのか、それとも古墳を造る上で人為的に積み上げた土なのかについては、築造後に自然に堆積した表面の土が露出しているのはなく、人が昇り降りして踏跡ができてしまっていて、墳丘の人為的に積み上げた土が削れて露出しているところがあり、理由も崩落というより人の昇り降りによるものです。また、古墳を築造した時に積み上げていった土のことを「つみ土」という風に表現することが多いのですが、あまり一般的に馴染みのある言葉ではないですが、そういうことでご理解頂ければと思います。
沼 倉 委 員	そういう言葉が実際に使われているんですね。
事 務 局	そうですね。発掘調査等では「積土」と言えば、そういうものということで理解頂ける内容かと思います。
沼 倉 委 員	分かりました。それから同じようなことの。四角い赤枠の中の「現状 1」の部分についてです。1 番上の●印ですが、ちょっと読んでみますと「墳丘は築造時の姿ではないが、一部形が復元され維持されているが、一部に踏跡や土が露出した部分がある。」となっておりますが、一文の中に「何々が」と「何々が」という表現が 2 つありますし、「一部」というのも 2 つ同じ言葉で繰り返されておりますので、この部分は、もう少し文章を整理して頂いた方が良いかと思います。
議 長	ありがとうございます。繰り返し表現になっているようですので、後で事務局の方で整理して頂ければと思います。
沼 倉 委 員	もう一つですが、86 ページの未来の理想の 1 番上のピンク色の枠の保存管理のところで、二行目の後段で「草刈りや植栽の剪定」となっておりますけれども、「草」と言ったり「除草」と言ったりしているのですが、「草刈り」と「除草」と使い分けされておりますが、同じ意味だと思いますので統一した方が良いと思います。それから、この部分も、1 行目が「憩いの場になっており」と書かれており、1 番下の行にも「状態が保たれており」ということで、これも同じような言葉が続いており一文も長いので、

もう一つ紫の●の項目を作って文章を分けてもいいのではないかと感じておりました。それからその下のオレンジ色の整備のところですけども、1 番上のオレンジ色の●印の 2 行目の後段に「全面または部分的な葺石や埴輪のレプリカ設置」と書いておりますけれども、そもそも「葺石」があったという事実はあるのでしょうか。築造時に近い姿にするということですが、そのような事実がなければ「葺石」という言葉がここに書かれているのは相応しくないのではないかと思います。

事務局

最初と次の表現については、工夫をさせて頂くということしか言えませんが、短い文章で限られたところ、短くして何とか入れようしているところもありまして、無理な表現になってしまっているかもしれませんので、上手く整理してみたいと思います。それから「葺石」については、当然ですね、現在の史跡に整備する時に、部分的な調査をしておりまして、雷神山古墳の法面部については拳大の河原石を用いた葺石が葺かれていたという事実が確認されておりますので、事実があるということでご承知頂ければと思います。

議長

大したことではないと思いますが、気付いた点ですが 73 ページの 1 番左側に「p38」とありますが、34 ページだと思いますので「p34」に訂正して下さい。それから雷神山古墳の保存管理には直接関係ないものかもしれませんが、現実には歌碑があります。隣の写真の戸田先生の歌碑についてですが、資料を見つけてきましたので、事務局の方に進呈したいと思います。「紅焰」という雑誌がありまして、名取でかつて短歌会を主催して発行していた雑誌で、11 ページにこの碑の由緒や建立する趣意書などが入っておりますので、後で、この本を事務局の方に進呈しますので参考にして下さい。この雷神山古墳の戸田先生の碑に関しては、これしか文献がないものですから。この戸田先生は、増田小学校の校長先生で、短歌会を開催して県下では指折りの方だったらしいので、それを記念して名取にいる方々が「紅焰」という短歌会を作って先生を顕彰しようということで、雷神山に関する歌を読んでおられたので、顕彰の碑を立てようということになったようです。なぜその会と関わったかと言いますと、雷神山古墳の指定区域の入り口に、その顕彰碑を立てさせて欲しいという申請が出されたことによります。指定区域の中に立てるのは難しいということで、指定区域の入口前面の私有地で市が買った後に市有地になる区域があったものですから、指定区域外であれば問題ないので、そちらの方に立てる場所を変更して頂けませんかということをお願いした経過があり、現在の指定区域外の場所になっています。

それからですね。もう一つ参考までにですが 67 ページの 1 番上の左に、これは笠原先生のご専門の分野ですが、この雷神山古墳の後円部の墳丘の中心に庚申供養碑が立っておりますが、庚申碑というのは、何処にでもあるような庚申碑ではないものです。上部の丸い部分の直径が 72 c m で厚みが 24~25 c m 程で、大人 4 人でも持ちきれない重さがあります。1 番上の方に「日月」が彫っており、中心に「奉供養庚申」とあり、その下に「見ざる聞かざる言わざる」の三猿が浮き彫りされています。そして年号が、宝永元年（1704 年）と彫っており、この丸い部分の下の方には、植松部落の恐らく

「庚申」だと思うので、部落の方々の名前がずらっと 45 名くらい彫ってあります。ただ、摩滅していて拓本では、名前まで全部読み取れなかったのですが。いずれ、こうした碑は雷神山の後円部のところにそのままにしておけないので、どこか史跡の中でも良いと思いますけれども、適切な場所に移して保存するような方法が良いかなという気もしています。先程も事務局の説明の中でも、その件について触れられていたようです。

また、この碑は宝永元年に植松地区の 40 名以上の方々が建立したものかどうかの問題もあります。名取の場合は苗字と名前が皆はっきりしているものが多く、「〇〇兵衛」など名前だけ彫ったような石碑の方が珍しい位です。名取では、帰農した武士で移住されてきた関係者が多いようです。そしてこの庚申碑に書かれている名前も、明治になって後から台座だけ立てたのか、それとも最初に建てた際に彫られたものであったのか、今後検証していく必要があるのかなと思います。余談になりましたけれども、あまり見かけないような「がっちりした」庚申碑です。

それから植松地区の方々の「講」とか「信仰」についてですが、植松の中心あたりの人達だと思いますが、正月には青年団の方々が雷神山古墳の上に土俵を作って、あそこで相撲大会を毎年やっていたらしいです。その庚申講の集まりもあったようですが記録には残っておらず、知っている方もだんだん亡くなって世代交代しているので、今の内に記録取りをやっておかないと一気に内容が分からなくなる感じかと思います。雷神山古墳の上にある庚申碑は、そのような碑です。

笠原委員

今、庚申碑の話が出ましたけれども、まず、この丸い形の碑というのが非常に珍しくて、私の知っている範囲では県内でもこの碑だけです。それで苗字が入っていて、それで帰農した人というのは、江戸時代には名字が無い人がこれを作った時には「私の家の苗字はこれだ」という名前を入れているということで、それもあの近世の碑としては非常に重要なものです。公式には苗字は名乗れないのですけれども、こういう私的な場では農民も苗字を名乗っていたという事例になる訳です。それを今後どこに、どうするかという事は考えて頂ければ良いと思いますが、もう 1 つ、この 67 ページの本質的価値を構成する要素以外の要素 1 で今お話があったのが、その上段の真ん中の庚申碑なのですが、1 番左側のものですが、これは雷神の神様でしょうか、この祠の中に花みたいに見えるこの石碑の写真ですが、これは浮き彫りの雷神の碑なのでしょうか。

議長

そうです。雷様を彫ってあるものです。

笠原委員

この雷神碑は、明治 28 年に碑を作ったという風に基壇には入っておりますが、何を言いたいのかと言いますと「雷神山古墳という名前の由来がここにある」ということです。先程の事務局の説明の中で 86 ページの将来像、未来の理想像の整備のところ「民間信仰碑や墓地等も適切な場所へ移転が行われ」ということで将来像を考えているようですけれども、この雷神碑は、あの雷神山の後円部の頂上にあって、明治からですけれども地元の人から信仰されてきた訳なのでその点も踏まえて動かさない方が個人的にはいいのではないかと思います。市の方の考え方もあると思いますので。

藤 澤 委 員	この点については、この後の章に具体的に出て参ります。具体的には 101 ページですが、雷神碑と庚申碑については地域では有用なので、当面は現状を維持しましょうと。将来像ということであれば、将来的には主体部などを含め調査をしましょうとなることもあるかもしれませんが、それに伴ってこれらも整理しましょうとなったりすることもあり得るので、そうなった場合には、それとの兼ね合いの中でどのようにするかを考えましょうということです。
笠 原 委 員	ちょっと不思議なのですが、先程の雷神碑の方は明治 28 年の造立とお話ししましたが、その碑が入っている屋根がついている祠の方ですが、こちらには明治 4 年という銘が入っており、中の碑の方と年号が合わないので、作り直したのか最初は別の神様などがあったのか、その辺は分からないのかもしれませんが、今は雷神様があるので「雷神」で良いと思うので古墳の名称を変更する必要はないと思いますけれども、その点は認識をしておくの良いのかなと思います。 それから前方部の墓地は、今も個人で、家族として使われている部分があると思うので、本当に長い目で見えていく必要があると思いますが、67 ページの写真の小塚古墳の墓碑ですが、今はこの墓石をお参りしている人や家などがあるのでしょうか。
議 長	これは雷神山古墳の正面入口を上がってちょうど平場に出たところの一角で排水溝を作る工事をしていた時に出てきたものです。それらを一時的に小塚古墳の所に置いておいたもので、本来はもう少し東の方に墓地のコーナーを設けており、そこへ移動する予定だったのですが、その時に地震だったか、何かの理由で運ぶのが中断してしまい、そのままになって現在に至っているものです。ですから元々、小塚古墳の墳丘上にあったものではないものです。
笠 原 委 員	この写真だと木が生えているので、あまり目立たないのですけれども、冬に行くと墓石が非常に目立つ状態になっていますので、可能ならば前方部の墓地へ移すとか、そういう手もあるのかなという感想です。
事 務 局	ありがとうございます。今の小塚古墳の墳丘上にある墓碑については、その写真の下ですが、これも小塚古墳の東側の山林内に、このような墓碑がある区画がございますので、具体的に何処にということは今後の検討かと思いますが、将来的にはやはり移設を図って行きたいと思っております。そう言いますのは、冬場になると目立つということもありますが、地震などの際に小塚古墳の周溝のところに墓碑が落下したりしています。そのような危険性もありますので、少なくとも小塚古墳のこの墓碑については、適切な場所への移設が望ましいのかなという風に思っています。
笠 原 委 員	この墓碑の管理者は、名取市なのですか。
事 務 局	誰が具体的に管理しているのかという点は現状では捉えていないのですけれども、史

跡指定地内にあるものですから、最終的にとなれば史跡の範囲内ということで、地権者である市に帰属するものになるのかなと思います。それで具体的にお参りしたり、何かお花を供えたりのようなことをされている人が実際にいるのかどうかは把握できてないので、具体的な移設を検討する際には、その点も慎重にやらないといけないなというのは勿論ございます。

笠原委員　これらの墓碑を見ると、江戸時代の個人墓ですよ。明治のものは入っていなかったと思います。

事務局　それからその雷神山の墳丘上の庚申碑それから雷神の碑については、我々も策定委員会の方でも勿論承知しておりますが、やはり古墳の名前の由来になっているということはあるんですが、雷神山古墳の本来の姿からすると、別な時代のものですし、墳丘上に必ずある必要があるのかというところがやはり問題になっています。

笠原委員　名前が変わってしまうよ。

事務局　ですので「適切な場所へ移設する」というのは、ある程度、そうした由来なども明示しながら近場で古墳と併せて見ることができるよう指定地内の場所とか、例えばそうした場所を念頭に置いていますが、現状では具体的なことは決まっていないので、一応「適切な場所」のような書き方になっているということでご理解頂ければと思います。

議長　第４章から第６章までについてなのですが、少し脱線しましたので話を戻します。

笠原委員　戻すとなると言い難くなる気もしますが、前方部の墓地の一角、北東隅のところに馬頭観音碑が２基ありますよね。これらは信仰碑なので墓碑とは扱いが違ってくるのでしょうか。

事務局　墓地の区画内に確か元禄とか、江戸時代の年号が入った民間信仰碑もあったかと思いますが、そうした碑も含めた墓地の管理については、近隣の弘誓寺という寺院が行っておりますので、そちらの方とも、直ぐにはできないので将来的な墓地の移転等も見据えながら検討していきたいと思っています。実際には百数十人位の墓地の地権者の方がいらっしゃるようで、恐らく殆ど相続されていない所も混じっておりますので、そうした情報収集などを進めながら、併せて民間信仰碑などの扱いについても、検討はしていきたいという風に思っております。

議長　はい、それでは、この第４章から第６章のところは以上でよろしいでしょうか。
(一同、賛同)

議長　それでは事務局から第７章から１１章までの説明をお願いします。

(第７章～第１１章の事務局説明)

議長 はい、ありがとうございます。開会から大分長くなり3時を過ぎましたので、一旦この辺で休憩します。10分位の休憩を入れます。休憩が終わってから質疑を進めていきたいと思います。

(休憩 10 分)

議長 それでは再開してよろしいでしょうか。7章以下について、ご意見やご質問ございませんか。

藤澤委員 私は、こちらの計画の策定委員会の委員長を仰せつかっておりますけれども、最初に工程表を出して頂いてご説明頂いたのですが、今、事務局の方で1章から順にご準備頂いて順々に審議することが出来ております。それで細かな調整などは残っておりますが、5章までの部分は固まって大きく動かないところまで来ていますが、6章以降、特に7・8・9・10章の部分については、前回の12月の5回目の委員会に、委員の先生方から沢山のご指摘が出まして、それを直して頂いたのが赤字でいっぱい書いてあるという段階です。それを昨日の委員会でご審議頂きまして、大きな方向性というか枠組みとしては直して頂いたもので良いだろうと。ただ幾つか付け加えた方が良いのが、先程紹介して頂いたようなご意見が出て、それを改めて直して頂くということになりました。昨日の審議の中でも、本文中の細かい記載のところや、本文と図の記載の仕方がずれているとか、あるいは文章がすごく長くなっているとか、その辺のチェックについても大分色々な意見も出ておりますが、それは未だこれからという段階で、いずれ近い内には実施する予定ですが、7章以降で「こういう内容が抜けていたらまずいのでは」という内容があれば是非出して頂けると、委員会としても非常に参考にさせて頂けるかなと思っております。その辺を昨日の委員会のところまで直して頂いて、次回が5月の予定でしたか、そこで最後にチェックさせて頂いて策定委員会で採まさせて頂きます。また、11章はまだ具体化していなかったので11章の内容の確認もしながらということで、ほぼ最後の調整の段階まで持っていく予定です。その後に細かい文言調整をして頂いて、策定委員会とこの保護審議会の時期がどう前後するか分かりませんが、ほぼ最後の段階で保護審議会の方にも見て頂くというような段取りになるということでよろしいでしょうか。そういうことで、未だ途中なので申し訳ないのですが、そういうことで全体的な流れをご了解頂ければと思います。

議長 ありがとうございます。今、藤澤委員さんが言われた内容でよろしいですか。

事務局 はい。工程表の方の1番最後のところに文化財保護審議会についても記載があります。文化財保護審議会については、大体例年6月、それから2月位の時期に開催していることが多かったのですが、最後の承認を頂きたいということもありますので、現状では、できれば7月の前半あたりで次回の審議会を開いて、その時に最終的な承認を頂ければという風に考えております。

議 長 はい、ありがとうございました。色々とも内容も多いので、本日に全て決めてしまうということではなく、策定委員会の方も色々ともありますし、その結果、藤沢委員さんの方からお話が合ったような方たち、それと事務局の方の工程表と合わせて調整を図って、最終的には新年度に入って次の審議会の頃でしょうか、その頃までにまとめられれば良いのかなと思います。そのような進み方でよろしいでしょうか。

(一同、賛同)

議 長 では、そういう形で進めていこうと思いますが、7 章以下、事務局の方から説明がございましたので、この際、何か入れておいた方が良い内容などがあれば、出して頂ければと思いますが、如何でしょうか。

板 橋 委 員 ハナモモの文字についてですが、片仮名でと言っておりましたけれども、103 ページの図を見ますと漢字表記になっています。

藤 澤 委 員 そうです。漢字の部分も未だ多くありまして、調整して頂いている途中です。

今 野 委 員 そう言えば名取の市歌の中でのハナモモは、平仮名の「はなもも」になっていますね。

板 橋 委 員 本文中もそうですが、図の方にもありましたので、統一した方が良いということです。

藤 澤 委 員 策定委員会の方では、植物名については片仮名に統一しようということになりました。ただ、これも昨日の委員会の方でも出ていたのですが、なぜハナモモなのかというのは、江戸時代にあの地区で植えてあって藩主が綺麗だと言ったとかの由緒があるので、なぜハナモモを、ここで色々取り上げているのかが分かる様に、追加の記載をしましょうという意見が出ていましたので、そこで「この部分では平仮名で書いてある」と言った内容も書いても良いかもしれません。

板 橋 委 員 本文では片仮名を使うことになったということですね。99 ページは「杉の高木」になっていますが、これはちょっとこれからということですね。あと分からなかったのですが、92 ページのところの表に「工作物」とありまして、行為の欄ですが電柱・電線・ガス管とあって次に「水管」となっていますが、これは「水道管」じゃないですか。

事 務 局 「道」が抜けていると思いますので、正しくは「水道管」です。

板 橋 委 員 それから、第 2 章の 37 ページ。第 2 章は 17 ページから始まるのかな。このトップページに題が載っていますけれども、そして 1 が自然的環境、2 が歴史的環境、3 が社会的環境とあるんですが、4 番の関連する歴史文化資源等の項目が抜けていると思います。

藤澤委員 目次の部分の項目ですよね。事務局にお聞きしますが、この辺の最終的な文言のチェックとかについては、支援を委託している企業の方にお問い合わせはできるのでしょうか。

事務局 はい、当然できると思います。ただし事業を繰越しといいますか、期間を延長しておりますが金額は変えられないという部分もあって、可能な範囲での支援ということで直して頂くというスタンスで、仕上げの方は進んでいくかと思います。ただそうは言っても、しっかりと最後までやって頂くことは変わらないので、文言チェックとか表記などの事前チェックはして頂けます。

藤澤委員 はい、分かりました。

板橋委員 いいですか。元に戻るような感じですけども 79 ページのですね、図 43 の右側のものは「写真」で、80 ページの下の方の 44 は「図」になっていますよね。やはりこの辺をもう少し確認して図なのか写真なのかとかの確認をお願いしたいと思います。

事務局 図の番号とか写真の番号、それから、それが図なのか写真なのかというところ等を整理したいと思います。ありがとうございます。

相模委員 拝見してですね、史跡公園の整備の方針というのが、どのような方向に向かっているのかなと、少し分からなくなってきたのでお聞きしますが、99 ページの、憩いの場を創出する計画的な樹木管理という節のところで、10 行目ですが、園路周りにフラワーボックスを置き視認性を高めることを検討すると書いてありますけれども、都市公園であればフラワーボックスというのは良く見かけると思いますが、史跡公園にフラワーボックスを置くというのは、あまり馴染まないのではないかなという風に思いました。私が行ったところでは九州の宮崎にある西都原の史跡公園があります。そこでは綺麗に全面が芝生で整備され、樹木類も殆ど伐採されていて、古墳の形が分かりやすくきれいに見えるという風な状況でした。大変あの美しかったと思います。それからこれはネットで調べたものですけども、埼玉の方に古墳公園があって、そこも大変綺麗に整備されていて、墳丘の方は、樹木は殆ど伐採されていて、桜の木だけは残してありました。これは多分花見等への配慮があったものかと思います。ところがフラワーボックスというのは見当たらなかったです。ただ埼玉の古墳公園の方は、何の花でしたか、一面が赤色のお花畑になっている状況で大変美しいところですが、墳丘を邪魔しないものです。それから擬木ですけども、101 ページの所ですが、擬木を更新するとあり、この擬木柵の目的は転落防止じゃないかと思うのですが、ある程度の強度も必要ですけども、コンクリート系のものを優先的に実施するという理由が良く分からないと思いました。まあ擬木は擬木なので本物の樹木よりは高いので。そういう自然的な景観には合わない。その辺の考え方について。

それから、これは景観的にはどうかと思うのですが、55 ページの園路に宮城県の特産石である稲井石を使用した飛石園路にすると書いてあります。確かに写真を

見ると、あちこちに飛石があつて、かなり崩れているような状況です。稲井石はあまり名取との縁はないですし、稲井石を積極的に使う必要があるのか。それからバリアフリーの観点からすると、こうした飛石というのは高齢の方とか障害者の方にとっての大きなバリアーになると思います。景観的な配慮ということで稲井石を使っていると思うのですが、名取と特に稲井石という繋がりが良く分らないです。ここの地盤は西都原みたいに平らな土地ではないので、なかなかバリアフリーというのも難しいかと思うのですけれども。

それから先程から色々と話題としていましたが、江戸時代の色々なものがあつて、そうしたものと混ざって存在しているので、なかなか一概に古代の姿を復元する、古墳時代の姿を復元する訳にはいかないかと思うのですけれども、その辺をどう考えるかで、デザインなどが変わってくるのではないかなと思いました。以上です。

議長

はい、あの少し順序が前後するかもしれませんが、稲井石の関係につきまして、史跡 雷神山古墳の整備計画を策定する際に、幾つか経緯がありました。当時、名取を代表する石は無いかと言えば、名取では特にこれという特産の石は無く、そうであれば次に宮城県を代表する稲井石を使おうということになりました。稲井石というのは硯の原料になる石ですが、東京駅の屋根を葺いたスレート瓦に使われたり、結構昔から歴史のある石であつたりするので、そういう宮城県の特性のある石を使いましょうということになった訳です。もう 1 つは角田、丸森の「泥かぶり石」という墓石に良く使われる石で、今はもう採れないのですけれども、それを園路の表示に使おうということでした。そこで宮城県で有名になっていた代表的な石を引っ張ってきた訳ですよ。確かに雷神山と稲井石と、何の関係があるのかと良く言われました。

それから飛石園路は、日本庭園の「七五三打ち」の本式の並び方にしたものです。ところが園路は靴で上がって行くのに、雨が降ったら滑るし歩きにくいということで、非常に評判が良くなかったと思いますので、将来的には考え直すか、修正するか等の対応も必要との考えもありました。ただ、いずれにしても整備の時には名取に特産の石は無く、宮城県を代表する石でということに収まった経緯がありました。まあ、一長一短があつて、稲井石にこだわっていた訳ではなかったのですけれども、名取の名産石がなかったのです。

相模委員

あまり目立たないようなデザインであれば、古墳を邪魔しないような形のものも出ているのではないかと思います。

事務局

最初のフラワーボックスの話ですけれども、色々な史跡公園で、西都原とか、それから埼玉の埼玉古墳群とか、まあそういう所で古墳の周り、史跡指定地の外側に花を植えていたりとか、あるいは古墳の周溝などの遺構表示のために花を使ったりしているような事例が結構あつたりします。それで今、現状として史跡雷神山古墳の利用者で 1 番多いのは、日常的な近隣の方々の散歩や散策によるものです。そうした面の利用がやはり多いのですけれども、基本理念にもありました通り、やはり広く多くの人に史跡の価値

を知ってもらって、特にメインターゲットとする近隣の市町村であるとか、そうした所の、市内に在住の方でも全体的にまだ来ることがない方も結構いらっしゃると思いますので、そうした方々に色々な場面で来て頂きたいと思っています。そのための1つの方策として、市内の桜の隠れた名所にもなっているという側面もありますので、例えば四季の花などが咲いていて、それを見に来てもらうなどのような、1つの方策として花等を積極的に使おうということです。

相模委員

花を使うことは悪くないと思うのですけれども、使い方だと思います。

事務局

それで、そうした面も検討していきましたが、古墳の周りに花を植えられるかという面が、やはり史跡の場合ありますし、そして何処に雷神山古墳の場合植えられるのかということを考えた時に、例えば周溝の部分ですが、そういったところに植えるとなると、もう全体的に非常に大きい面積も必要になってきますし、各地に色々と花のスポットがあると思うのですけれども、やはり人を呼べるレベルというのは相当大的い面積で、色々な花が楽しめるとか、そうしたレベルのものでないと、実際にそんなに効果も無かったりするような気がします。そうした点も含めて色々検討した時に、コスト面も当然ある訳ですけれども、雷神山古墳の現在の整備の考え方というのものが、できるだけ、この園路の周りのところを巡ってもらって、色々な所や角度から、古墳の全体の様子を見てもらいたいというもので、それが実態として、今なかなか機能してない状況がありますので、その周りの所に花をおいて、人をその導線上に誘導していくような考え方をしています。そして且つ、その下を掘らないで済みますので、コスト的には多分フラワーボックスの場合にはかなり高くなるのというのはありますので、実現できるかとの問題は別として、そういう方向性もありではないのかなということです。この部分についても、少し具体的に書き過ぎではないのかとの意見が策定委員会の方でもありましたが、そのような考えによるものです。

それから擬木柵については、説明が不十分だったのかもしれませんが、今も史跡公園に擬木柵があって、それがコンクリート製の擬木柵です。それでこれらを更新する時に、コンクリートを積極的に使い回すみたいな意味ではなくて、現在傷んでいるコンクリート製の擬木柵を安全性確保の面から優先的に更新していきますという意味合いで書きたかったのですが、その部分の文章が分かりにくい表現になっていたのかもしれません。

相模委員

この辺は何かプラスチック製の擬木柵も良く使われているようですので、コンクリートに限る必要はないかと思いましたのでお聞きしました。

事務局

表現が良くなかったと思いますので、分かりやすい表現を工夫したいと思います。

相模委員

本当であつたら周辺の木を使うのが一番自然景観にも相応しいと思うのですけれども、なかなかメンテナンスの問題とかもあり、そうした製品を使っているかと思っています。

事務局

それから 3 つ目の稲井石の飛石についてですけれども、まず直接的な由来については、先程会長さんにお話して頂いた通り、大きな理由は無いですけれども、昔はどうかかわからないのですけれども、今からすると、この飛石の稲井石を使った整備というのは、非常に高価で贅沢な内容の整備だったりするので、文化庁の方が雷神山に来られた時に、バリアフリーであるとか、少し動いたりという面は勿論あるので、その配慮は要と思いますけれども、なるべく活かすような形も良いのではないかとアドバイスもあり、活かすのも 1 つの考え方かなという風に捉えています。ただ、どうしても動いたりする危険性もあるので、そういう所を上手く固定して動かないようにする手法や、やり方の工夫は必要になってくると思います。それからコスト的なところや、史跡内で実際に思っているような内容の整備ができるかという問題も今後出てきますので、そうした部分を調整しながら進めていこうかなという風に思っています。

相模委員

バリアフリーという観点も 1 つ挙げて頂いて検討を進められたら良いのではないかなと思います。

藤澤委員

よろしいでしょうか。実はこの園路については、1 回整備していることもあって、なかなかそれを積極的に変えようという方向に議論が向かないので、バリアフリーについて十分検討しているかという点、十分ではないところがあります。実際にこの手の史跡のバリアフリー化を考えた場合、墳丘の上に登るのを、一定の基準以下の勾配で作るとなると、本来の遺跡の形を大きく変えてしまうので、現実には殆ど難しいと思います。

相模委員

墳丘には登らない。

藤澤委員

難しいです。ただ、周りからその巨大さ感じるために、周りを回る園路をもう少しバリアフリーにできないかというのは非常に重要な視点だろうと思います。それで現状は、102 ページの図を見て頂けると分かると思いますが、トイレとかがある正面の入口側からそのまま入って行って、小塚と雷神山の間のところまでは舗装でしたか、砂利をコンクリートで固めたような感じで、そこまでは何とか行けるのですけれども、そこから少し雷神山の大きさを実感したいとなると、その飛石園路か、あるいは芝生のところを歩いて行くことになって、バリアフリー関連の問題が少し残る訳ですね。それで、どこまで具体化できるか分からないのですけれども、観点としては、この辺の園路の全部ではなくてもバリアフリー化が可能かどうかを追求する方向性を、どこかに入れておいた方が良いかもしれません。

整備の基本計画が、この後にまた検討することになると思うのですけれども、これは非常に重要な観点だと私も思いますし、せっかくご意見を出して頂きましたので。また、そうじゃないと 1 番外側の樹木の外側しか通れなくなってしまうので、そうすると樹木に遮られて墳丘は殆ど見えないことになってしまうし、車椅子の人などは実感できないということになりますので。ただ、どのような施工方法が可能で、地下の遺構に影響を与えないような形で上手くできるか。えっと今のせっかくの飛石園路との兼ね合いで、

どうしていくのか。脇にちょっと土保存系の通路などを作れたりしたら良いのでしょうかけれども、その辺は現地で検討しないといけないと思います。この辺については、是非、今後の策定委員会で残りの時間の中で検討させて頂いて書き込めればなという風に思いました。ありがとうございます。

事務局

導線については 102 ページの図をご覧頂きまして、正面と言いますか、トイレとかがある水色に塗っているところが入口になっていますけれども、そちらから上がってきて、雷神山と小塚古墳の間のところに、まず広い飛石を敷き詰めた空間があって、そこで 1 回こう雷神山古墳なり小塚古墳が見えると思います。そしてその後ですね、小塚古墳側へ回る、外側を大きく周回していく園路と、雷神山古墳の外側の方をずっと下の方に下って、ぐるりと回ってくるルートがあり、途中途中に墳丘の上に上がっていくところもあったりするというのが、現在の導線になっています。それでは、実態としてどのように使われているかと言いますと、入口側から上がってきまして、雷神山古墳の後円部の東側の方から墳丘の上に上られるということが分かっている人は、もうダイレクトにそちらへ行く訳です。

そして、園路をぐるりと回って全体を見渡す。見渡してくれる人というのは、ごく限られています。本当に古墳に興味ある人の一部だったりする訳です。実態としてはそういう状況になっています。

そして、この導線自体、全体を今回の計画の中で見直すのはちょっと難しいだろうという風に思っています。仮にこれを見直す。導線自体を見直すタイミングがあるとするれば、例えば墓地が全部移転した後などのタイミングで全体の導線は見直す必要があるかもしれません。そうした時には、大きな見直しというのが当然出てくるのかなと思いますが、今回の計画の中では、特に園路の中でも階段になっているところ。これがやはり動いて危険だろうということで、そこは最低限なんとかした方が良いのではなかろうかということで、主にそのような観点で検討してきたという経過ですので、園路全体の飛石のバリアフリーというところまでは、あまり突っ込んだ検討はできていなかったかなという風に思っています。ただ、階段のところについては、バリアフリーとか、最低限安全にということところはもっと検討しなければいけないと思いますので、そのようなイメージでご理解頂ければと思います。

相模委員

これは墳丘の頂きには登れるようにしないといけないのでしょうか。

藤澤委員

現実に他の古墳の整備でも、本当にバリアフリーで登れるようにしようとすると、一定の勾配以下の斜路を作らないと上がれないので、そこまではしていないと思います。

相模委員

頂きのところに石碑があるのでしょうか。それを見たいので上っている人もいます。ま、そういうこともあって手摺を付けたりなどの事が書いてあるのですがけれども、そこまでやる必要があるのかどうか。当然あの墳丘を痛めることになりますので、周りからの見た目も変わってきますし、おかしい景観になったりするのではないのでしょうか。

議 長	今ですね、色々と藤澤委員さんからも意見があったのですが、史跡の整備、古墳の整備で、墳丘上に上がらせないというのは宮崎県だけなのですよ。西都原古墳群とか。あとは墳丘上に大体は上げているような整備の仕方をしているのですよ。宮崎の場合は天孫降臨の思想などがあって、墳丘の上に上がらせるのは何事かという様な感覚なのですよ。
相 模 委 員	私もそう思います。
議 長	そのような流れがあって大体は墳丘に上がらせる見学コースを設定しているようです。
今 野 委 員	子供たちは、あそこで絶対駆け上がります。あらゆる方面から駆け上って、てっぺんに行って英雄感を味わうみたいな感じで、大人の人でも今ある階段を登って、やはり上に上がってみたいと思いますよね。私も年齢なので、手摺を設置するということは必要だなと思います。去年の 11 月に、あそこは館腰地区と言いますが、館腰地区の商工会の皆さんがスカイランタンフェスティバルというのを雷神山古墳で開催したのですが、その時に受付が終わると、子供たちが一斉に上っていきました。本当に子供の気持ちでそういう感じなのだなと思うので、やはり登れる雷神山古墳の方が良いなと思います。
相 模 委 員	文化財保護の観点からいうと、あまり傷めない方が良くないかなということです。
藤 澤 委 員	それで、登ること自身は特に問題じゃないかなと。雷神山古墳の場合、後円部の 1 番上はあの保護層が無いのでむき出しだという問題があるのですけれども、普通整備したところは大体 50 c m とかの保護層があるので、その上を登る分には全然問題なくて、あの芝生を張ったところは大体どこでも、子供たちが芝生のソリ遊び場になっていて、私はそれでも良いとも思っています。ただし雷神山古墳の手摺を作る時に、作り方によっては本来の墳丘の部分を傷める可能性があるので、やるとしたら相当注意してやらないと出来ないと思います。 そして保護層があったら、じゃあ階段を作って良いかということ、日本ではどこでもそれ作ってしまっているのですが、世界遺産で古い古墳群が世界遺産になった時のイコモスの委員から、あの階段、天皇陵以外の整備した古墳の階段については、かなり批判を受けました。日本だと当たり前に作っていると思います。この辺のことをどう考えるのかというのは、相模委員がお話されたように非常に考え直さないといけない問題です。だから、今の雷神山古墳のあの自然石で、元々窪んでいた所に上手く設置しているのは、割と目立たない形で階段ができていて、あれを上手く維持する形で、もしどうしても危なくなっているのであれば、本当に目立たない素材と、下に影響を与えないようなやり方を、随分相当考えてやる必要があるのだろうなと私も思います。
相 模 委 員	だから普通の手摺りを付けたのか。

藤澤委員 そればかり目立ってしまうと、本当にパッと見た目で台無しになるということが実はありますので、色合いを含めて大分注意しないといけないものですから。これも必要に応じてやるということで、あくまで遺跡を保護していくというのを前提にしてということで、その辺の表現を修正しておいて頂ける良いと思います。

事務局 このように計画しても、やはり許可が降りないと、どうしようもないので。そのような工夫の中で、できるのであれば、そうした点にも配慮しながらやっていくっていうようなイメージかなと思います。

議長 それでは、色々まだあるかとは思いますが、結構時間も経ってきましたので、今回の、この協議第1号については、1章から5章までは承認という形でよろしいかと思いますが、どうでしょうか。6章以下に関しては、藤澤委員さんの方からもあったように、事務局と調整して頂いて、大枠では文面の修正に関して、細かいところなど色々と事務局の方にご足労をおかけしますけれども見て頂いて、挿図の図面番号とか配置とか、すり合わせをお願いする格好で、新年度の次回の時に最終的な承認という方向でいかがでしょうか。

(一同、賛同)

議長 どうもありがとうございます。それでは、協議事項に関しましては終わりにしたいと思います。それでは次に報告第1号へ移りたいと思いますので、事務局の方から報告第1号について説明をお願いします。

(報告第1号の事務局および藤澤委員からの説明)

議長 ありがとうございました。一般公開の説明会が4月12日の土曜日、午前10時からになっているそうです。それでは、この報告第1号に関して何かご意見などございせんか。無ければ報告第1号についても承認ということでよろしいでしょうか。

(一同、賛同)

議長 ありがとうございます。では、本日の協議事項および報告事項について終わりますけれども、その他に何かございますか。もし無ければ以上で議長職の方を終わりにしたいと思います。

事務局 会長さん議長職お疲れ様でした。ありがとうございました。

事務局 それでは、今野副会長様から閉会のご挨拶を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

今野副会長 今日は、年度末の忙しい中長時間にわたりご支援頂きまして、ありがとうございます。私は雷神山古墳のある山の近く、飯野坂古墳群の所に住んでおりまして、雷神山古墳は

子供たちの母校の小学校の所なので、とても思い入れがあります。小さい頃は、それこそ登って、そしてマラソン大会写生会など、色々な学校行事で使っていたのですが、地震が頻発してからは、あそこの区域は危険地域になりまして、遊歩道が子供たちの通学路に使えなくなってから雷神山古墳には、学習の場としては使わなくなってしまっていました。今年、館腰小学校の学校地域協働事業という事業で6年生が、先程から出ている弘誓寺のご住職さんを団長として、一緒にまた雷神山古墳の山に登って見分を広めようということになりまして、山道を作って秋にオープンしたそうですね。子供たちの学習の場、遊びの場をまた雷神山古墳にすることになって、とても嬉しく思っていた時に、今日の審議会でも素晴らしいことを考えて頂いて、策定委員会の皆さんも含め、ありがとうございます。やはり館腰は特になのですが、名取のシンボルの直ぐそばにある学校ということで、誇りを持って雷神山を見ていましたので、こういう風にまとめて頂くと、それから活用をして頂くと、大変ありがたいなと思います。やはり活用するには、地域とすごく仲良くなって、地域の健全育成会、地域の区長さんたちとの連携、そういう方々と仲良くなっておくと、保存の面などにおいても手伝って頂けるのではないかと思いますので、まずは今、小学校でも力を入れておりますので、そこと連携を取って進めて行けば少し活用の度合いが広がっていくのではないかと思います。今日はとても嬉しい会議になりました。長時間にわたりまして、ありがとうございます。また次回も素晴らしいものになっていることを期待致しまして、今日は閉会とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

事務局

以上で、令和6年度第2回文化財保護審議会の一切を終了したいと思います。ありがとうございました。

16時15分 終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するためここに署名する。

会長 惠美昌之 

署名 松本 真奈美 

署名 永田 英明 